

JIS

伸 縮 繼 目

JIS E 1126 : 1998

(2003 確認)

(2007 確認)

平成 10 年 7 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 10.7.20

官 報 公 示：平成 10.7.21

原案作成協力者：社団法人日本鉄道施設協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄道部会（部長 原山 清己）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課(〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

伸 縮

継

目

E 1126 : 1998

Expansion joints

1. 適用範囲 この規格は、鉄道線路のロングレール⁽¹⁾区間等に用いる50 kgNレール用及び60 kgレール用伸縮継目について規定する。ただし、全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線鉄道用及び橋りょう用の伸縮継目には適用しない。

注⁽¹⁾ 200 m以上の長さに溶接したレール(JIS E 1001参照)。

2. 引用規格 この規格の引用規格は、次のとおりである。

JIS B 0601 表面粗さ一定義及び表示

JIS B 0659 比較用表面粗さ標準片

JIS B 1180 六角ボルト

JIS B 1181 六角ナット

JIS E 1001 鉄道線路用語

JIS E 1101 普通レール

JIS E 1120 热処理レール

JIS E 1303 鉄道用分岐器類

JIS E 1311 鉄道一分岐器類用語

3. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、JIS E 1001及びJIS E 1311によるほか、次による。

(1) **伸縮継目** ロングレールの伸縮を調節する継目(JIS E 1001参照)。

(2) **伸縮継目用トングレール** 伸縮継目に用いられる、先端の頭部がとがった、伸縮継目用受けレールに接するレール。

(3) **伸縮継目用受けレール** 伸縮継目に用いられる、伸縮継目用トングレールに接するレール。

4. 種類 伸縮継目の種類は、レールの種類及び曲線半径の組合せによって、表1の○印に示すとする。

5. 品質

5.1 押込み及び引抜き 伸縮継目は、9.1によって試験を行ったとき、付図1及び付図2に示す伸縮量の範囲で円滑に押込み及び引抜きができなければならない。

5.2 外観 伸縮継目の外観は、表面に割れ、きずなど有害な欠陥があってはならない。

また、伸縮継目用トングレール(以下、トングレールという。)及び伸縮継目用受けレール(以下、受けレールという。)の全長にわたり有害なねじれがあつてはならない。

6. 形状・寸法及び寸法許容差・幾何公差

6.1 形状・寸法 伸縮継目の形状・寸法は、表2のとおりとする。